

第 2 3 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日（金） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 望月 純（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	<p style="text-align: center;">平成 2 8 年度上半期契約の点検</p> <p>平成 2 8 年度上半期に契約締結した案件のうち、競争性のない随意契約（61 件）及び応札者又は応募者が 1 者しかない契約（53 件。2 か年度連続して応札者又は応募者が 1 者しかない契約案件 16 件を含む。）の審議（114 件）</p>

議 事 等	内 容
平成 2 8 年度上半期の契約状況について	平成 2 8 年度上半期の競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約実績の状況について報告した。
平成 2 8 年度上半期の契約締結状況について	平成 2 8 年度上半期の対象契約 114 件（2 か年度連続一者応札・一者応募の契約 16 件を含む。）の契約締結状況について報告した。
平成 2 8 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況等について	平成 2 8 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況等について報告した。
審議方法	<p>平成 2 8 年度上半期契約の点検 審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要なため、以下の方法で行うこととした。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）審議する個別契約案件を栗田委員長代理が選定する。 （2）選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 （3）選定された個別契約案件以外の契約については、監事が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。 （4）（3）の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。

個別契約案件審議	3件	競争性のない随意契約案件から1件、一者応札・一者応募案件から2件が選定され、合計3件について審議を行った。
競争性のない随意契約案件	1件	「券面検査装置修繕及び改造」
一者応札・一者応募案件	1件	「研修センター第20号家改修工事」
2か年度連続一者応札・一者応募案件	1件	「東京工場変電設備保守点検作業」
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	意見の具申又は勧告はなかった。	
平成28年度上半期契約の持ち回り審議	各委員へ持ち回り審議を行い、審議対象契約の点検・見直し結果等は適切であると認められ、委員長により決定された（平成29年1月20日）。	

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 1 【競争性のない随意契約案件】 「券面検査装置修繕及び改造」</p> <p>構成機器の一部に保守対応不可部品があるため修繕を実施するとしているが、対象装置 6 台のうち今回の 2 台については、他の 4 台よりも取得年月が新しいのに、修繕を実施する理由は何か。</p>	<p>取得年月が古い 4 台については、以前の改造時に、既に保守対応不可部品の修繕を実施しているが、今回の 2 台は未実施であったためである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【一者応札・一者応募案件】 「研修センター第 20 号家改修工事」</p> <p>この建物は、いつ頃建てられたものなのか。</p> <p>築 50 年を経過した建物を改修するのと、新築により工事を実施するのを比較し、最終的に改修工事とすることについては、理事会といった局内での議論は行われたのか。</p>	<p>昭和 40 年に建設され、築 50 年を経過している。</p> <p>改修する場合と新築する場合で費用対効果を比較し、理事会での審議を経て決定されたものである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【2 か年度連続一者応札・一者応募案件】 「東京工場変電設備保守点検作業」</p> <p>電気事業法に基づくと、定期点検は第三者で行わなければならないと義務付けられているのか。そうでなければ、局内の専門技術者が行ってもよいのではないか。</p>	<p>電気事業法では、第三者が行わなければならないと義務付けられているものではなく、資格があれば、局内の専門技術者が行うことも可能であるが、工場内には様々なメーカーの多くの変電設備があるため、実行上は業者でないとなし。</p>